

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 理事長 山口 益弘



新年のご挨拶

NPO法人適格消費者団体とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益弘



新年あけましておめでとうございます。

当法人は、2019年6月26日に適格消費者団体の認定を受け、昨年、認定更新を受けました。

認定更新の作業を通して、24事業者に対して申入れを行い、2024年と2025年に1件ずつ差止請求訴訟提起をしてきた6年間の活動を振り返るきっかけにもなりました。提訴のときに、報道機関に取り上げてもらったからか、一般消費者からの問い合わせを受けることも多くなり、適格消費者団体としての責任を益々実感しているところです。全国各地の適格消費者団体のノウハウや知見、そして熱気を受け止め、より一層発展させていきたいと考えています。

2025年夏ころには、栃木県内で美容整形に関する相談が増えたことを受け、同年8月に美容整形・プチ整形にしぼった110番を実施しました。当日には情報提供が寄せられなかったものの、いつでも情報提供を受けることができるようになりますため、当法人のWEBサイトには、不利益事実の不告知や退去妨害の有無などを意識した情報提供を受け付けるグーグルフォームをセットしたりしました。多くの方々から情報提供を受けたり、消契法4条に基づく申入れ活動もできるような情報収集に努めたりする工夫をしてきました。他方で、以前から行っていたチラシの配布による情報提供の呼びかけも続けて行っています。年1回行っている消費者契約トラブル110番のときは、告知のチラシを宇都宮市内の自治会で回覧していただくようにしています。その結果、毎回10件の相談が寄せられています。

以前からの情報収集とともに新たなツールを模索していくことで、幅広い年代から情報提供を受け付けることができ、その情報をもとに、適格消費者団体において申入れをすることで、消費者市民社会の実現が進むものと考えています。

活動を発展させるためには、当法人の活動を支える人材を発掘したり、育てていったりしなければなりませんが、あまり改善されていないのが実情です。現在は、事務局会議で企画、運営に関する検討をしていますが、より幅広い発想のもとでの活動をしていきたいと考えています。これまで適格消費者団体連絡協議会で報告するような成果や事例を取り扱ったことがないため、訴訟提起を1つの契機として、徐々にではありますが一目置いていただけるような案件に取り組んでまいります。

引き続き、適格消費者団体としての誇りを持ち、誠実に業務を遂行し、県民・市民が1人でも多く笑顔で消費生活が送れるよう、与えられた使命を果たしていきたいと存じます。

今年もよろしくお願ひ申し上げます。

次のステージを目指して

NPO法人適格消費者団体とちぎ消費者リンク

副理事長 鈴木 洋平

とちぎ消費者リンクは、おかげさまで適格消費者団体の認定を受けて6年半の年月が経過しました。これは、ひとえに当団体を支えていただいている皆様のおかげです。

昨年度は、当団体として初めて、差止請求を拒否した事業者を被告として訴訟を提起し、勝訴判決を得ることが出来ました。

この訴訟以外にも、不当な勧誘行為、不当な契約条項の使用、不当な表示をしないよう申し入れを行う差止請求業務において成果をあげてきています。

具体的には、①インターネット通販業者が、一見すると、低価格で1回のみ購入できるように表示をしながら、実際には2回目以降は数倍する通常価格で購入することが義務づけられ販売方法を行っていたことに対し、そのような誤解を招く表示をしないよう申入れをしたり、

②アパートの賃貸契約について、明渡し時の原状回復について、自然損耗など国土交通省のガイドラインでは負担する必要がないとされているものも賃借人が負担しなくてはならないとの契約条項が定められていることに対し、削除するよう申入れをしたりしています。

詳しくは、当団体のHP (<https://tochigilink.org>) に掲載していますので、見ていただけますと幸いです。

当団体としては、消費者被害を減少させるべく差止請求業務を行っているところですが、次のステージとして特定適格消費者団体の認定を受けるべく動き始めることにしました。

特定適格消費者団体として内閣総理大臣に認定を受けると、多数の消費者に共通して生じた財産的被害を回復（集団的消費者被害回復）することが出来るようになります。

差止請求は、不当な販売行為を止めさせることで将来の被害拡大を防ぐ制度ですので、過去の被害回復を図ることは出来ないのですが、特定適格消費者団体となれば、集団的消費者被害回復業務を行うことが出来るようになり、具体的な被害回復を行うことが出来るようになります。

特定適格消費者団体の認定を受けるには、厳しい要件をクリアする必要がありますが、具体的な被害回復についても当団体が資する能够性が出来るように、頑張っていく所存です。

そのためにも、引き続き皆様のご支援をよろしくお願ひいたします。



株式会社ヤマウチに対する差止請求訴訟について

2025年2月25日、とちぎ消費者リンクは株式会社ヤマウチ（本社 香川県高松市、以下「ヤマウチ」といいます。）

に対して差止請求訴訟（不当行為や違法行為を止めさせるための法的手続き）を宇都宮地方裁判所に提起しました。

本訴訟は、ヤマウチが運営するフィットネスクラブ「FIT365」の利用規約のうち、退会方法を店舗の専用端末機での手続きに限定する内容等について、利用の差止めを求める訴訟です。

第2回期日 2025年12月18日 WEB会議

次回までに被告から準備書面を提出することなりました。

第3回期日 2026年2月16日 WEB会議 午後4時00分予定

株式会社オアシス 判決報告 検討委員長 弁護士 阿部健一

とちぎ消費者リンクが、株式会社オアシス（本社・東京都渋谷区）が提供するレンタルサーバー利用について、不当条項および不当表示の差止めを求めていた訴訟で、宇都宮地方裁判所は、昨年12月11日、とちぎ消費者リンクの主張を広く認め、不当条項および不当表示の差止めを命じる判決を言い渡しました。裁判での争点及び、とちぎ消費者リンクの主張、裁判所の判断を以下の表にまとめました。

争点	問題点	とちぎ消費者リンクの主張	裁判所の判断
1	オアシスの利用規約では、最低利用期間である1年以内に解約した場合には、解約時期を問わず一律、初期設定費用として、99,000円全額を支払う必要がある旨を定めていた。	これが解約に伴う違約金を定めた条項であり、99,000円の違約金は平均的損害を超えるものとして消契法9条1項1号により無効である。	・最低利用期間内に本件契約を解約した場合に、消費者に対して金員の支払義務を新たに課すことによって解約を心理的に制限しようとすることは、実質的に違約金として機能している ・解約に伴う損害が証拠上明らかではなく、同業他社では初期費用0円であり、少なくとも月額料金9800円が1回支払われるごとで、被告は初期設定に要する費用等を全て回収することができると考えられ、平均的損害を超える。
2	オアシスのウェブサイトには、「通常99,000円」のところ「初期設定費用0円」、レンタルサーバーは「月額9,800円」で利用できる旨を表示していた。	ウェブサイトに利用規約に定めた最低利用期間についての記載はなく、「月額9,800円を支払えば、いかなる場合も初期設定費用がかからず、レンタルサーバーを利用できる」かのような表示がされており、これは景表法の有利誤認にあたる。	最低利用期間の定めがあることや、消費者が最低利用期間内に解約した場合に初期設定費用9万9000円の支払い義務が生じることが全く表示されておらず、景表法3条1項2号所定の有利誤認表示にあたる。

判決の意義

一般的に消費者契約法9条1項1号の平均的な損害を超えることの立証はとても難しいものであります。オアシスの立証が不十分であったことと、とちぎ消費者リンクから同業他社の初期設定費用等を整理して提出していくことが功を奏して、こちらの主張通りに裁判所が認定してくれたことは大きな成果でした。この判決により、最低利用期間である1年以内に解約してもオアシスは初期設定費用を請求することはできなくなりますので、初期設定費用を請求されることで発生していた消費者被害は今後なくなるものと思われます。

この2つが主要な争点ですが、他にも、利用料金の支払債務の履行を遅滞した場合、初期設定費用の支払債務を負う旨の利用規約について消費者契約法9条1項2号に基づき無効である主張しておりました。ただ、これについては、判断されるまでもなく却下されてしまったことから、現在、この却下の判決につき、東京高等裁判所に控訴を提起しております。

引き続き、控訴審での審理についても報告してまいります。

消費者教育フェスタ in 栃木 消費者教育と金融経済教育でつなぐお金の学び 参加報告

2025年12月9日、栃木県総合文化センターで行われた消費者教育フェスタ（主催、文部科学省、公益財団法人消費者教育支援センター）に参加しました。

基調講演では、お金の向こう研究所代表の田内学さんから、「未来をつくるお金の学び」と題する講演をしていただきました。

団体交流として展示の機会がありましたので、とちぎ消費者リンクでは、今年行った110番のチラシ、当団体の概要を記載したもの、会報、パンフレットを展示させていただきました。加えて、私が、旧統一教会の被害弁護団員でもあり、被害者の方から預かっている書籍や商品を展示させていただきました。

事務局長 服部有



消費者契約トラブル110番 実施報告

2025年12月19日午前10時から午後4時まで、当法人の弁護士が電話で契約トラブルについてお話を伺う「消費者契約トラブル110番」を実施いたしました。

法人設立から実施していますこの活動は、契約についてのトラブルを消費者の皆さんから直接伺い、事業者に不当な行為をやめるよう申入れをすることを目的に実施しています。

宇都宮市自治会連合会、宇都宮市消費生活センターのご協力をいただき実施しましたところ12件の情報を受けました。パーソナルジム、歯のホワイトニング、電気、住宅のリフォーム契約など、様々な契約についてのご相談がありました。お預かりした情報は、検討委員会（弁護士、消費生活相談員、有識者で構成）で事業者に対して申入れが必要かどうか検討していきます。

事業者に対する申入書、事業者からの回答書はホームページで公表しています。

とちぎ消費者リンクでは、下記の方法で被害の情報を受け付けています。

電話・Fax 028-678-8000 メール cont@tochigilink.org

ホームページの情報提供フォーム URL:<https://www.tochigilink.org>

理事会・委員会などの日程

- 1/20 消費者ネットワーク
- 1/27 第6回 検討委員会
- 2/17 第5回 理事会
- 3/10 消費者ネットワーク
- 4/23 第6回 理事会

加入お申し込み・お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク事務局
〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号
E-mail: cont@tochigilink.org
URL:<https://www.tochigilink.org> TEL/FAX 028-678-8000